

器の世に傳はらぬにても知りぬべし、さらば其頃は何をもて徽號に用ひさせ給ひしと云に、五七の桐などをや用ひさせ給ひけん、五七の桐は、八幡殿已來、新田足利は申までもなく、其支流の家々略註等にも多く用ひ來れる事、今猶しかるにて察すべし、さらば桐を用ひんからに、必新田の累葉とかざるべきにもあらず、又いかに世をはゞからせ給ふとて、さらに其ゆかりなき徽號を用ひさせ給ふべくもあらざめれば、かたゞ其よせなきにあらず、今松平と稱する家々に、多く桐を家紋とせるは、恐らくは其名殘なるべし、亥かはあれど、いまだ芳樹公已來、たしかに桐を用ひさせ給へる確證を得ざれば、推定めては云がたし、試に是をいへるのみ、當家にて葵章を今の如く用ひさせ給ひしは、永祿年中、徳川御復姓このかたの御事也、是其已前の物等に、たし見聞及ばず、御復姓の御時、徽號は古に復さ考に云、永祿年中、東照宮、徳川の御本姓に復させ給ひけん事も、より其理なればなり、考考に云、永祿年中、東照宮、徳川の御本姓に復させ給ひしかば、是迄秘させ給ひし葵も御家紋となし給ひ、御代々御一同の御紋と定め、不窮御榮昌の御瑞祥に定めさせ給ひしなるべし、又大成記を引て云、東照宮に、朝廷より菊桐を給はらんと有し、勅答に、家傳の葵の紋を用ひ、某に相應なりと有り、家傳との上意、千古萬世を貫くべし、酒井本多等よりさ、げしなごいふは、おぼつかなしといへるは、ともに考へ得たりといふべし、

〔幕朝故事談〕御三卿様徳川氏も、御賄料三萬石の時は、御紋菊輪なり、十萬石御分國の時に至り、御三家様徳川氏の通の御紋に成るなり、御紋の小なるは、徳廟徳川吉宗よりなり、紀伊國流なり、御次男様方は、鐵砲角の内に葵也、外輪は、隅きり角なり、

〔安齋隨筆 後編十〕一カタバミの文、同草子枕に、もんは、あふひかたばみ云々、カタバミは昔より用る文なり、飾抄にも、車の文にも、面掛馬具にも、カタバミの文付ること見えたり、又枕草子に、草たばみ、あやのもんにて、も、こさばみ、あやのもんにて、も、こ

〔諸家系圖纂 清和源氏〕義光